

お客様へのお願い

平素は当機関を御利用頂き誠にありがとうございます。

令和 7 年 4 月の法改正以降、審査業務量増加等により審査業務が停滞し、現在もなおその状況は続いております。当社では、審査員の増強等、審査体制の強化に取り組んでまいりましたが、業務の平常化に向けて、皆様にもご協力をお願いすることになりました。皆様のご理解の程お願い致します。

① 申請図書準備の際のお願い

- 申請図書について、電子申請の場合は pdf ファイル名に、紙申請の場合は各図面に通し番号を付与して頂くようご協力をお願いします。
- 確認申請、省エネ適合性判定については、設計図書(各種カタログ、計算書を含む)全てに設計者の記名を行ってください。

② 申請時及び補正時のお願い

- 確認申請をはじめ、全ての業務の申請において、メールでの事前審査受付を取り止め、電子申請での受付、紙申請の場合は、窓口及び郵送での受付とします。
- 確認申請事前審査申し込みの際は、紙申請、WEB 申請、電子申請問わず事前審査申込票を添えてお申し込みください。(WEB 申請、電子申請の場合は、NICE 電子申請システムのチャット欄に申込票の PDF をアップロードしてください。)
- 確認申請と同時に他業務の申請をご予定の場合は、確認申請の事前審査申込票中段に記載のその他各業務の項目に必ずチェックをお願いします。(お申し込み以降でその他の申請が変更、中止となった場合は、申請先の代表メールまで確認申請の事前審査受付番号を添えてご連絡ください。)
- 事前審査申込みの際は、申請に必要な図書を全て揃えてご提出ください。(紙申請で、構造関連図書をメールにてご提出の場合は申請先の構造審査担当部署宛のメールアドレスまで事前審査申込番号を添えて送信してください。事前審査お申し込み前の構造図書のメール送信はご遠慮ください。)
本社 kozosinsa@jnet-01.co.jp
堺支所 sakaikozosinsa@jnet-01.co.jp
神戸支所 kobekozosinsa@jnet-01.co.jp
- 申請の前に、今一度各図書の整合性についての確認と、申請図書の記載内容の確認(記載漏れがないかどうかの確認等)をお願いします。
- 審査の流れについて、確認申請の意匠の一次審査終了後、審査続行に支障が無いことを

確認した上で、構造、設備、その他の申請の審査を行います。(構造、設備等の審査を先行して行い、その後行った意匠審査の指摘により、構造、設備等の再審査が必要になるケースが多く見られる為です。)

- 事前審査申込みの際、行政の許認可手続き中で許可書の写しが添付できない等、やむを得ない事情による場合は、提出できない図書名とその理由を任意の書面にてご提出をお願いします。(WEB 申請、電子申請の場合は、チャット欄にて事前審査お申し込みの際にお伝えください。)
- 以下 A～D の申請については、図書再提出日を事前審査の申し込み日とさせていただきます。
 - A 図書間で不整合が多数見られる申請
 - B 事前審査着手後に計画が変更となった申請
 - C 事前審査において不適合部分があり、計画を見直す必要が生じた申請
 - D 多数の補正項目があり、相当期間補正対応がない申請

③ 検査に関すること

- 検査関連事務の効率化に向け、メールにてご連絡頂く場合は、件名を『確認番号 + 検査日 + 中間、完了の別 + 担当検査員 + 要件』としてください。
件名の記載例『J25-01000 3/2 中間 ○○検査員 是正資料の提出』
- 検査時に提示が必要な資料の送信は、検査工程毎に送信願います。
- 監理報告書は、検査申請書と同時にご提出ください。
- 監理報告書の記載内容は、確認申請書及び工事内容に基づき、記載内容を今一度ご確認の上ご提出ください。

株式会社 ジェイネット